標柱二十四号から二六九度二九分三七秒
四五・八五一メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二八二度五七分四六秒
一一・九八九メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から三〇一度〇四分〇七秒
四・一一八メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から三四七度一七分三七秒
四・〇六九メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から三五八度〇七分一三秒
三九・三九〇メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から三三五度二六分一三秒
一三・三八九メートルの地点　三十号
標柱三十号から三〇八度一二分一〇秒
二四・二一六メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から三〇二度五八分五〇秒
七・七八六メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から三二〇度二八分一六秒
一二・六二四メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から三二一度二八分二四秒
二三・九二七メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から二九六度二九分一五秒
一三・三五六メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二八八度四六分二三秒
一七・三七四メートルの地点　三十六号

○国土交通省告示第三百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

地獄沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県岡谷市

字南唐沢　一八七番一　一号

字鉢久保　一〇〇一番一二　二号から四号まで

長地字与次林　六一〇二番五　五号から八号まで

六一〇二番二三　九号

六一〇二番二四　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ヨキトギ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第二千五百二十一号で指定したヨキトギ川に掲げる土地の区域を除く。）

長野県茅野市宮川

字山ノ神通　三四三六番一　一号

三四三三番　二号

字板橋通　三四二三番一　三号

三三九五番　四号

字山ノ神通　三三五二番　五号

三三四九番ロ　六号

三三四七番一　七号

三三四四番一　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩戸沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

長野県木曽郡南木曽町読書

二九三七番九五及び二九三七番九六

三〇三八番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県木曽郡南木曽町読書

三〇一八番　一号

三〇一五番一　二号

三〇二五番八　三号及び四号

二九三七番一二　五号及び六号

二九三七番九八　七号から十号まで

二九三七番二二　十一号

二九三七番一六　十二号

二九七八番七　十三号

三〇一四番一　十四号

二九八一番一六　十五号

二九八一番五　十六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

淀ノ入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県長野市信州新町大字竹房

字冷峯　六七七番一　六七七番五

六七八番一及び六七八番二

七〇〇番二
七〇一番二
七〇五番二
七〇七番二及び七〇七番三
七〇八番一及び七〇八番二
七一三番二
七一三番五
八一四番一
八三七番一及び八三七番二
八三八番
八四〇番一
八四三番及び八四四番
八四五番一
八四六番一
八四六番三
八四八番二
八四九番一及び八四九番二
八五〇番一から八五〇番三まで
八五一番
八五二番一及び八五二番二
八五三番一及び八五三番二
八五四番から八五七番まで
八五八番一及び八五八番二
八五九番一
八六〇番一及び八六〇番二
八六二番及び八六三番
八六五番一
八六五番三
八六六番一及び八六六番二
八六七番一から八六七番三まで
八六八番一
八六八番三
八六九番一及び八六九番二
八七〇番及び八七一番
八七二番一
八七三番一から八七三番三まで
八七四番一及び八七四番二
八七五番一から八七五番三まで
八七六番
八七七番一から八七七番三まで
九一四番一
八七八番一
八七八番三
八七九番一
八七九番三

字北沢

字越沖　九二〇番
九二一番一
九二二番四
九二二番一五
九三三番一
九三三番一一
一七一七番
一七一八番一
一七一九番一及び一七一九番二

○国土交通省告示第三百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大人谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

島根県大田市大田町吉永字柳ヶ坪

一九八四番

一九八五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県大田市大田町吉永字柳ヶ坪

一五八五番一一地先道路敷　一号

一九八六番一　二号

一五七九番二　三号及び四号

一九八五番　五号及び六号

一九八四番　七号及び八号

一五七〇番一　九号

一五八一番　十号及び十一号

一五七九番一　十二号

一五八〇番　十三号

一五八四番二　十四号

一五八二番三　十五号

一五八二番六　十六号及び十八号

一五八二番六地先道路敷　十七号

一五八二番七　十九号

一五八五番八　二十号及び二十一号

一五八五番九　二十二号及び二十三号

一五八五番七　二十四号